

講師等の謝金・日当及び旅費規程

(目 的)

第 1 条 この規程は、特定非営利活動法人ちくしっ子ネットワーク（以下「本法人」という。）が実施する講習会等のため講師等を招へいする場合の謝金及び旅費に関する事項を定めることを目的とする。

(講習会等の謝金)

第 2 条 講習会等の講師に対する 1 時間当たりの謝金は、次の各号に定める額（所得税込み）を上限とする。

- (1) 大学教授及び民間著名学識経験者は、4 万円
- (2) 大学の準教授及び講師は、3 万円
- (3) 専門家は、2 万円
- (4) 前 3 号以外の講師は、1 万円

(人事管理委員会学識委員の日当)

第 3 条 人事管理委員会学識委員の日当は 8 千円（所得税込み）とする。

(旅費)

第 4 条 講師等の開催地までの旅費は、実費を支給する。

(謝金の特例)

第 5 条 第 2 条に定める謝金により難い講師を招へいする場合は、その都度理事長が決定する。

(消費税の取扱い)

第 6 条 この規程による謝金の支給にあたり、消費税の請求があった場合は、消費税を加算して支給することができる。

(補 則)

第 7 条 この規程に定めのない事項については、理事会の議を経て、理事長が別に定める。

附則

(実施の時期)

この規程は、平成 2 5 年 4 月 2 1 日から実施する。